

令和2年12月定例会 契約議案一覧表

(単位：円)

契約の件名 (仮契約日・契約期間)	設計金額 (税込)	設計金額				消費税 計*10%	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	契約者
		備品費	諸経費	計					
GIGAスクール構想に係るタブレット端末等購入 (令和2年10月27日・令和3年3月26日まで)	675,545,400	570,726,182	43,406,000	614,132,182	61,413,218	675,545,400	634,334,800	リコージャパン(株) 茨城支社 LA営業部	

※契約期間の始期は議会議決の翌日となります。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための  
政府予算に係る意見書採択を求める陳情書



教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための  
政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

陳情趣旨

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるよう少人数教育が実施されており、子どもたちや保護者から大変有益とされています。しかし、自治体独自で少人数教育を推進することは厳しい財政状況などにより限界があり、教育条件の地域間格差が拡がりつつあり、一方では低所得者の拡大・固定化が進んでいます。このように自治体の財政力や保護者の家計の違いによって教育水準に格差があってはならず、国は教育の機会均等を保障するためにも教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実する必要があります。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の内容・水準の確保、無償制、児童生徒に行き届いた教育を行う人材確保のために堅持しなければなりません。厳しい財政状況の中、都道府県の独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において本陳情事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

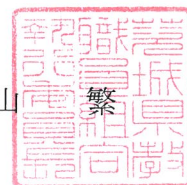
令和2年 11 月 17 日

陳情者代表 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 - 46

氏 名 茨城県教職員組合

執行委員長 杉 山 繁



[ ほか 521 名 提出 ]

ひたちなか市議会議長 鈴木 一成 殿

令和2年 月 日

意見書（案） 第 号

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 　あて  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

ひたちなか市議会議員 鈴木 一成

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるよう少人数教育が実施されており、子どもたちや保護者から大変有益とされています。しかし、自治体独自で少人数教育を推進することは厳しい財政状況などにより限界があり、教育条件の地域間格差が広がりつつあり、一方では低所得者の拡大・固定化が進んでいます。このように自治体の財政力や保護者の家計の違いによって教育水準に格差があってはならず、国は教育の機会均等を保障するためにも教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実する必要があります。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の内容・水準の確保、無償制、児童生徒に行き届いた教育を行う人材確保のために堅持しなければなりません。厳しい財政状況の中、都道府県の独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善により、少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

## 令和3年度以降の放課後児童健全育成事業（公立学童クラブ）対象学年拡大について

教育委員会青少年課

### 1 基本的考え方

少子高齢化による核家族化の進展、共働き世帯やひとり親世帯の増加など、子どもを取り巻く環境が急激に変化しているなかで、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる学童クラブの重要性は一層高まってきています。

このような社会情勢の変化に伴う学童クラブの必要性、他市町村の状況、現4年生へのアンケート調査および受入態勢の確保などを総合的に調査・検討した結果、公立学童クラブの対象学年を現行の4年生までから6年生まで拡大しようとするものです。

### 2 新5・6年生向け募集の周知方法等

市報（12/25号）、HP、各学童クラブで周知。各学校を經由し現4・5年生対して案内兼申込書を配布予定。

申込書類は、青少年課、各学童クラブ、HP等にて配布予定。

### 3 入会承認の考え方

新1～4年生優先。定員の空き状況により新5・6年生入会承認とする。

### 4 アンケート結果（概要）

調査期間：令和2年10月15日～22日（8日間）

調査対象：公立学童クラブ（20校）利用の現4年生の保護者

調査方法：保護者へのメール一斉配信、返信回答

	送信数	回答数	回答率%	新5年生での利用希望者数	新6年生での利用希望者数
合計	361	297	82.3	221人 (74.4% = 221/297 * 100)	145人 (48.8% = 145/297 * 100)

### 5 令和3年度利用開始までのスケジュール（案）

- 12月後半～ 新5・6年生募集の周知  
(市報（12/25号）、HP、各学童クラブ、学校經由等)
- 1月8日～ 令和3年度入会申込書類配布（新5・6年生）  
配布場所：青少年課、各学童クラブ、HP
- 1月19日（火）  
～24日（日）新5・6年生臨時申込受付開始 \*受付は青少年課窓口のみ
- 1月後半 新5・6年生データ入力、審査
- 2月中旬 新1～6年生入会（承認・不承認・待機）通知送付
- 4月1日～ 5・6年生利用開始

令和2年12月17日

ひたちなか市議会

議長 鈴木 一成 殿

文教福祉委員会

委員長 加藤 恭子

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 福祉行政について
- (2) 教育行政について